都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																														
		1. 就学援助制度の周知方法																														
		（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）										（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）					（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）							（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）						（8）（7）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
30	30	28	18	10	11	12	16	29	0	1	11	11	0	0	28	0	2	2	4	9	11	7	0	0	2	2	6	0	24	20	1	5	5
新潟県	新潟市	○	○	○	○		○	○							○						○								○	○			
新潟県	長岡市	○	○	○		○	○	○							○					○					○	生活保護（教育扶助）を受給している児童生徒の世帯については、年度当初に担当課へ照会を行い、その結果、該当世帯（要保護世帯）がいた場合は、年度当初から認定としている。（保護者からの申請は不要）			○			○	・外国人市民向け多言語情報誌へ就学援助のお知らせを掲載。 ・外国人市民向けFM多言語放送で、就学援助のお知らせを放送。
新潟県	三条市	○			○	○		○							○						○								○	○		○	年度末に、児童生徒を通じ全ての保護者へ制度のお知らせと申請書を配布
新潟県	柏崎市	○	○		○		○	○							○						○								○				
新潟県	新発田市	○	○	○			○	○			○	就学時健康診断の案内送付時に新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の書類を配布			○							○							○	○			
新潟県	小千谷市	○			○		○	○			○	4月に保護者向け情報発信ツール（Home＆School）により全保護者に就学援助制度の周知文書を配信			○						○						○		○	○			
新潟県	加茂市	○	○		○		○	○							○						○												
新潟県	十日町市	○	○	○	○	○	○	○							○				○										○	○			
新潟県	見附市	○	○		○		○	○							○					○									○	○			
新潟県	村上市	○	○	○			○	○		○					○					○		○							○	○			
新潟県	燕市	○	○			○		○			○	マチコミメールで就学援助制度を周知			○						○								○	○		○	世帯構成に変更があった場合や、転入された場合に就学援助制度を説明している
新潟県	糸魚川市	○	○	○		○	○	○									○	4月認定者には申込締切を設定しているが、年度途中での申請については所得状況等を確認し、申請の翌月から認定としている。	○										○	○		○	児童扶養手当の新規申請者へ窓口で制度説明を行っている。
新潟県	妙高市	○		○	○		○	○			○	2学期に再度就学援助制度の案内を配布			○						○								○	○			
新潟県	五泉市	○	○		○	○		○							○						○						○		○				
新潟県	上越市	○	○		○		○	○			○	学期ごとに市内小中学校の児童生徒の保護者へ制度の案内をメール配信			○						○						○		○	○			
新潟県	阿賀野市	○				○		○							○							○							○	○			
新潟県	佐渡市	○					○	○			○	小学校就学予定者へ個別に郵送（新入学準備金入学前支給申請書に同封）			○							○							○	○			
新潟県	魚沼市	○	○					○			○	・保護者向けメール配信 ・就学時健康診断結果通知と併せて就学援助制度の書類を送付			○						○				○	申請を希望する者が市役所窓口に提出	○			○			
新潟県	南魚沼市	○	○			○	○	○			○	就学時健康診断の案内送付時に、就学援助制度案内を同封して送付。			○						○								○	○	○		

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																														
		1. 就学援助制度の周知方法																														
		(1)就学援助制度の周知方法(あてはまるものに○)										(2) (1)のコの内容	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの1つに○)					(4) (3)のオの内容・補足事項	(5)就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法(あてはまるもの全てに○)							(6)(5)のキの内容	(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫(あてはまるもの全てに○)						(8) (7)のカの内容
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ. その他		ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や設定月以降分から援助	エ. 各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ. その他		ア. 申請を希望する者が学校に提出	イ. 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ. 申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ. 申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ. その他		ア. 目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ. 漢字にはフリガナを付記	ウ. 援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ. 各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ. 外国語の申請書を作成	カ. その他	
30	30	28	18	10	11	12	16	29	0	1	11	11	0	0	28	0	2	2	4	9	11	7	0	0	2	2	6	0	24	20	1	5	5
新潟県	胎内市	○		○	○			○							○							○							○	○			
新潟県	聖籠町	○	○					○			○	LINE等SNSでの情報発信					○	申請締切を設定し、期間内の申請は年度当初から援助。申請期間後は随時受付とし、申請月分から援助。		○										○	○			
新潟県	弥彦村	○					○	○							○					○							○						
新潟県	田上町	○	○				○	○			○	入学説明会で就学援助制度について説明。			○				○											○			
新潟県	阿賀町	○	○			○		○							○							○							○	○			
新潟県	出雲崎町	○						○							○					○							○		○				
新潟県	湯沢町	○	○			○		○							○					○									○				
新潟県	津南町	○		○		○		○							○							○							○	○			
新潟県	刈羽村	○		○				○							○					○									○				
新潟県	関川村					○		○							○					○													
新潟県	粟島浦村										○	該当する家庭なし			○				○													○	該当なし

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																				
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																				
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																				
		＜小学校＞ （1）実施・検討状況について						＜小学校＞ （2）（1）のカの内容	＜小学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）											＜小学校＞ （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○）										＜小学校＞ （6）（5）のコの内容	＜小学校＞ （7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の） ①周知時期 ②申請期日 ③（アの場合）支給時期	＜小学校＞ （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）						＜小学校＞ （9）（8）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業量が増加するから	エ．（入学は異なる）前支給とは異なる自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
30	30	27	0	2	0	1	0	0	26	1	0	0	0	0	0	0	1	1	9	16	0	12	7	8	11	3	7	0	0	2	4	4	0	1	1	1	1	0	1
新潟県	新潟市	○							○										○			○			○		○												
新潟県	長岡市	○							○								○						○	○						○									
新潟県	三条市	○							○											○		○			○														
新潟県	柏崎市	○							○											○		○			○														
新潟県	新発田市	○							○										○												○	就学時健康診断の案内送付時に書類を配布							
新潟県	小千谷市	○							○										○			○			○														
新潟県	加茂市	○							○											○					○														
新潟県	十日町市	○							○									○							○														
新潟県	見附市	○							○										○			○	○	○		○													
新潟県	村上市	○							○										○			○	○	○															
新潟県	燕市	○							○											○		○	○				○												
新潟県	糸魚川市	○							○											○		○		○		○													
新潟県	妙高市	○							○											○				○							○	就学時健康診断の案内送付時に就学援助制度の案内を同封。							
新潟県	五泉市	○							○											○					○														
新潟県	上越市	○							○											○					○														
新潟県	阿賀野市	○							○											○				○															
新潟県	佐渡市	○							○											○		○								○									
新潟県	魚沼市	○							○											○		○	○				○				○	就学時健康診断結果通知と併せて就学援助制度の書類を送付							
新潟県	南魚沼市	○							○											○											○	就学時健康診断の案内送付時に、就学援助制度案内を同封して送付。							

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																				
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																				
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに〇）																																				
		＜小学校＞ （1）実施・検討状況について						＜小学校＞ （2）（1）のカの内容	＜小学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞ （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに〇）											＜小学校＞ （6）（5）のコの内容	＜小学校＞ （7）（4）でア、イ、ウ、エに〇をした場合、（入学前支給の） ①周知時期 ②申請期日 ③（アの場合）支給時期	＜小学校＞ （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに〇）						＜小学校＞ （9）（8）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業量が増加するから	エ．（入学は異なる）前支給とは自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
30	30	27	0	2	0	1	0	0	26	1	0	0	0	0	0	0	1	1	9	16	0	12	7	8	11	3	7	0	0	2	4	4	0	1	1	1	1	0	1
新潟県	胎内市	〇							〇										〇					〇	〇														
新潟県	聖籠町	〇							〇											〇		〇	〇				〇												
新潟県	弥彦村	〇							〇										〇								〇												
新潟県	田上町	〇								〇									〇						〇														
新潟県	阿賀町	〇							〇										〇								〇												
新潟県	出雲崎町			〇																																	〇		就学援助制度とは別に、町の事業として新入学生全員に「入学祝金」として給付しているため。
新潟県	湯沢町	〇							〇											〇					〇	〇													
新潟県	津南町	〇							〇											〇		〇	〇				〇												
新潟県	刈羽村	〇							〇											〇				〇															
新潟県	関川村			〇																														〇	〇	〇			
新潟県	粟島浦村					〇																																	

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																											3.　家計急変世帯の認定について（準要保護）						
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																											（1）当てはまるもの1つに○						（2）（1）のキの内容
		＜中学校＞ （1）実施・検討状況について						＜中学校＞ （2）（1）のカの内容	＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）										＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）					＜中学校＞ （6）（5）のエ及びオの内容	ア．従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ．就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他									
30	30	27	0	2	0	1	0	0	26	1	0	0	0	0	0	0	1	1	8	17	0	1	1	1	1	0	1	5	0	16	1	0	3	5	5
新潟県	新潟市	○							○											○								○							
新潟県	長岡市	○							○								○													○					
新潟県	三条市	○							○											○														○	家計急変の定義を定めていないため。
新潟県	柏崎市	○							○											○														○	認定基準の一つとして、「その他生活状態が極めて悪く、教育委員会が就学に支障があると認めた者」を定めている。（過去に該当者はいない）
新潟県	新発田市	○							○										○															○	家計急変世帯について認定基準を設定していない
新潟県	小千谷市	○							○										○															○	令和2年度のみ実施
新潟県	加茂市	○							○											○										○					
新潟県	十日町市	○							○									○												○					
新潟県	見附市	○							○										○											○					
新潟県	村上市	○							○										○											○					
新潟県	燕市	○							○											○										○					
新潟県	糸魚川市	○							○											○										○					
新潟県	妙高市	○							○											○										○					
新潟県	五泉市	○							○											○														○	相談があった場合、事例に応じて個別に対応
新潟県	上越市	○							○											○								○							
新潟県	阿賀野市	○							○											○										○					
新潟県	佐渡市	○							○											○								○							
新潟県	魚沼市	○							○											○								○							
新潟県	南魚沼市	○							○											○													○		

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																	
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																											3.　家計急変世帯の認定について（準要保護）						
		令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																											（1）当てはまるもの1つに○							（2）（1）のキの内容
		＜中学校＞ （1）実施・検討状況について						＜中学校＞ （2）（1）のカの内容	＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）										＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）					＜中学校＞ （6）（5）のエ及びオの内容								
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他		ア．従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ．就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	
30	30	27	0	2	0	1	0	0	26	1	0	0	0	0	0	0	1	1	8	17	0	1	1	1	1	0	1	5	0	16	1	0	3	5	5
新潟県	胎内市	○							○										○											○					
新潟県	聖籠町	○							○											○										○					
新潟県	弥彦村	○							○										○											○					
新潟県	田上町	○								○									○									○							
新潟県	阿賀町	○							○										○											○					
新潟県	出雲崎町			○																					○		就学援助制度とは別に、町の事業として新入学生全員に「入学祝金」として給付しているため。				○				
新潟県	湯沢町	○							○											○										○					
新潟県	津南町	○							○											○													○		
新潟県	刈羽村	○							○											○										○					
新潟県	関川村			○																		○	○	○						○					
新潟県	粟島浦村					○																											○		

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																		
		4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																																		6. 就学援助率
		（1）令和5年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																				（2）（1）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）		（3）（1）でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）		（4）（1）で チと回答した場合、その他の基準の内容	（5）補足事項	5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について												令和4年度
																												4.（1）で ソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応											
																												（1）令和5年4月以降、準要保護の認定基準を上で見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。		（2）（1）にて「ア．反映させる（新たな認定基準に更新）」に○をした場合、令和5年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。				（3）（2）でエとした場合のその内容	（4）（1）で「イ．反映させない」とした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		
																													ア．反映させる（新たな認定基準に更新）	イ．反映させない（従前の認定基準を継続）	ア．生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ．生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者が得層の準要保護者がいない等）	ウ．生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ．その他		年	月	
30	30	25	26	25	21	22	22	6	6	19	20	8	7	6	17	9	8	11	0	7	28	0	7	1	11	6	1	3	6	1	1	6	6	
新潟県	新潟市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3					○						平成26	4	25%未満
新潟県	長岡市	○	○	○	○	○	○										○				1.3					○						平成25	4	15%未満
新潟県	三条市	○	○	○	○	○	○				○				○		○				1.35					○						平成25	4	15%未満
新潟県	柏崎市	○	○	○		○	○			○	○							○			1.3													15%未満
新潟県	新発田市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○				○	1.42		学校長が特に援助を必要と認める状態にある者で委員会が認めるもの		○				○					15%未満
新潟県	小千谷市	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○			1.3													15%未満
新潟県	加茂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	1.3		病気、災害等特別な事情により経済的に困窮していると認められる者											15%未満
新潟県	十日町市		○	○			○											○			1.3													20%未満
新潟県	見附市	○	○	○	○	○	○			○	○						○				1.3					○						平成24	12	15%未満
新潟県	村上市																	○			1.3													30%未満
新潟県	燕市	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○			1.3													20%未満
新潟県	糸魚川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○					1.3					○						平成30	10	10%未満
新潟県	妙高市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.3					○						平成２５	4	20%未満
新潟県	五泉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.3													15%未満
新潟県	上越市	○	○	○												○					1.3				○			○						15%未満
新潟県	阿賀野市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.5				○		○							15%未満
新潟県	佐渡市	○	○													○					1.3				○				○					25%未満
新潟県	魚沼市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○		○	1.3		保護者に病気、障害がある場合や保護者の転職、失業、解雇等により所得状況に著しく減が生じた場合など配慮が必要で、魚沼市教育委員会が就学援助を必要と認めるもの。											15%未満
新潟県	南魚沼市	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○				○	1.3		児童扶養手当の全部支給		○				○					10%未満

都道府県	市町村名	Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																																		
		4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																																		5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		（1）令和5年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																				（2）（1）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）		（3）（1）でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）		（4）（1）で子と回答した場合、その他の基準の内容	（5）補足事項	4.（1）で ソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応										令和4年度
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が きわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の0.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（2）に記入してください。）	ツ. 市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの （例：課税最低限度額の10倍、1.5倍等）（係数および目安額を（3）に記入してください。）	テ. その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			（1）令和5年4月以降、準要保護の認定基準に関して見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。		（2）（1）にて「ア．反映させる（新たな認定基準に更新）」により、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。				（3）（2）でエとした場合のその内容	（4）（1）で「イ．反映させない」とした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		
																												ア．反映させる（新たな認定基準に更新）	イ．反映させない（従前の認定基準を継続）	ア．生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ．生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者が居間の準要保護者がいない等）	ウ．生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ．その他		年	月	
30	30	25	26	25	21	22	22	6	6	19	20	8	7	6	17	9	8	11	0	7	28	0	7	1	11	6	1	3	6	1	1	6	6	
新潟県	胎内市	○	○	○	○	○	○										○				1.3			令和3年度までは平成25年4月の基準を使用しており、令和4年度からは当該年度の4月の基準を使用している。 （平成31年度に要綱を改正、3年間は経過措置で据え置きとし、令和4年度から変更となったもの）	○					○	4(7)記載のとおり、3年間の経過措置を設け、その間、毎年の申請案内に変更内容を記載するなど事前の周知をはかっていた。			15%未満
新潟県	聖籠町																○				1.3				○				○					15%未満
新潟県	弥彦村																	○			1													10%未満
新潟県	田上町	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○			当町は申請があった内容について、定例教育委員会で個別に審査している。所得状況、学校や民生委員からの情報提供等家庭状況を総合的に鑑みて、認定・否認定を判断している。												10%未満
新潟県	阿賀町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○		○				1.3				○				○					15%未満
新潟県	出雲崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.3													10%未満
新潟県	湯沢町	○	○	○													○				1.3				○				○					15%未満
新潟県	津南町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3				○			○						10%未満
新潟県	刈羽村	○	○	○	○	○	○			○	○					○					1.3				○			○						10%未満
新潟県	関川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	1.3		経済的理由により特別な教育的配慮が必要であると教育委員会が認めたもの											15%未満
新潟県	粟島浦村																			○			対象者がいないため											0%未満

| 都道府県 | 市町村名 | Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について | | |

| 都道府県 | 市町村名 | Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について | | |

| 都道府県 | 市町村名 | Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について | | |

| 都道府県 | 市町村名 | Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について | | |